

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月16日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-102
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-102 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-102をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社INFORICHをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社INFORICH

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権（以下 乃至 を総称して、以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を以下「本新株予約権者」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を個別に又は総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。）

2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年3月16日から2029年3月16日まで）

2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年3月16日から2029年3月15日まで）

2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年3月16日から2029年3月15日まで）

2021年10月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年11月2日から2031年11月2日まで）

2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2034年10月30日まで）

2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2034年10月30日まで）

2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2034年10月30日まで）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社BCJ-101（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者の株券等を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2026年1月28日に設立された株式会社です。本書提出日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権を所有しておりません。

ベインキャピタルは、全世界で約1,850億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、約70名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する者を中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、レジル株式会社、株式会社ヨーク・ホールディングス、株式会社日新、田辺三菱製薬株式会社（現 田辺ファーマ株式会社）、株式会社ジャムコ、株式会社レッドパロン、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング（現 株式会社BREXA Holdings）、株式会社T&K TOKA、株式会社IDAJ、株式会社エビデン（旧 オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現 株式会社プロテリアル）、株式会社Linc'well、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現 STORES株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現 エンバーポイント株式会社）、株式会社Works Human Intelligence等、合計42社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来約400社、追加投資を含めると約1,450社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場に上場している対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的としたいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

（注1） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます（東京証券取引所所有価証券上場規程第441条をご参照ください）。本取引においては、対象者の代表取締役社長兼執行役員Group CEOであり対象者の筆頭株主（直近（2025年12月31日現在））である秋山広宣氏（以下「秋山氏」といいます。）が、秋山氏がその

議決権の全てを保有する資産管理会社（以下「秋山氏資産管理会社」といいます。）を通じて、公開買付者親会社の普通株式を取得することを予定しているとともに、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引は、公開買付者及び秋山氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当します。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏（所有株式数：1,783,900株、所有割合（注2）：17.03%（注4））との間で公開買付応募・不応募契約書（以下「本応募・不応募契約」といいます。）を締結し、秋山氏は、（ ）その所有する対象者株式のうち230,000株（所有割合：2.20%、以下「本応募株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨、（ ）613,900株（所有割合：5.86%）については、本貸株取引（以下に定義します。）が解消された場合に本公開買付けに応募する旨、（ ）940,000株（所有割合：8.97%、以下「本不応募株式」といいます。）については、本公開買付けに応募しない旨（ただし、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）により処理される予定です。）、（ ）本臨時株主総会（下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「本株式併合」において定義します。以下同じです。）の基準日において所有する対象者株式について、本臨時株主総会において本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）に関連する議案に賛成する旨等について合意しております。本応募・不応募契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2026年2月13日付で公表した「2025年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（9,820,645株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権78,699個（注3）の目的となる対象者株式の数（653,895株）を加算した株式数（10,474,540株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（152株）を控除した株式数（10,474,388株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注3） 対象者から報告を受けた2025年12月31日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。なお、第14回新株予約権のうち、38,917個についてはコタエル信託株式会社（以下「コタエル」といいます。）が保有しており、第14回新株予約権の発行要項並びにコタエル及び対象者の間の第14回新株予約権に係る割当契約上、対象者又はその子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることが行使条件として定められ、コタエルによる行使はできないこととなっているため、当該38,917個については、2025年12月31日現在残存し行使可能な本新株予約権の数から除外しております。

本新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第4回新株予約権	940個	23,500株
第5回新株予約権	2,300個	57,500株
第6回新株予約権	3,190個	79,750株
第8回新株予約権	6,590個	164,750株
第12回新株予約権	41,339個	206,695株
第13回新株予約権	6,955個	34,775株
第14回新株予約権	17,385個	86,925株
計	78,699個	653,895株

（注4） 秋山氏とEQUITIES FIRST HOLDINGS LLCとの間の貸株取引（以下「本貸株取引」といいます。）により秋山氏がEQUITIES FIRST HOLDINGS LLCに対し貸し付けている613,900株（所有割合：5.86%）が含まれているとのことです。秋山氏は、秋山氏が所有する対象者株式のうち、230,000株（所有割合：2.20%）を東京証券信用組合に、480,000株（所有割合：4.58%）をマネックス証券株式会社に、460,000株（所有割合：4.39%）を株式会社みずほ銀行に担保として提供しているとのことです。秋山氏において、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までに、マネックス証券株式会社及び株式会社みずほ銀行に担保として提供した株式について担保を解除することが困難である見込みであり、マネックス証券株式会社及び株式会社みずほ銀行に担保として提供している940,000株については本公開買付けに応募しないこととしたとのことです。一方で、東京証券信用組合に対する被担保債務については、秋山氏において、公開買付期間の末日までにその返済を行う予定であることから、本応募・不応募契約において、東京証券信用組合に対し担保として提供している対象者株式について当該担保を解除した上で本公開買付けに応募する旨が定められています。

また、本応募・不応募契約において、秋山氏は、本貸株取引を解約するために必要な手続を行い、本貸株取引が解約された場合には、本貸株取引の解約により返還を受ける対象者株式（以下「本貸株返還株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨が定められています。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を6,042,900株（所有割合：57.69%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（6,042,900株）は、本基準株式数（10,474,388株）に係る議決権数（104,743個）に3分の2を乗じた数（69,829個、小数点以下を切上げ）から、本不応募株式数（940,000株）に係る議決権の数（9,400個）を控除した数（60,429個）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（6,042,900株）としております。これは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び秋山氏が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の2営業日前までに、172億円を限度として出資を受けるとともに、株式会社三井住友銀行から本決済開始日の前営業日までに、183億円を上限として融資（以下「本銀行融資（三井住友銀行）」といいます。）を受けること、株式会社SBI新生銀行から本決済開始日の前営業日までに、53億円を上限として融資（以下「本銀行融資（SBI新生銀行）」といいます。）を受け、及び株式会社あおぞら銀行から本決済開始日の前営業日までに、28億円を上限として融資（以下「本銀行融資（あおぞら銀行）」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資（三井住友銀行）、本銀行融資（SBI新生銀行）及び本銀行融資（あおぞら銀行）に係る融資条件の詳細は、三井住友銀行、SBI新生銀行及びあおぞら銀行と別途協議の上、本銀行融資（三井住友銀行）、本銀行融資（SBI新生銀行）及び本銀行融資（あおぞら銀行）に係る融資契約において定めるところとされておりますが、本銀行融資（三井住友銀行）、本銀行融資（SBI新生銀行）及び本銀行融資（あおぞら銀行）に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

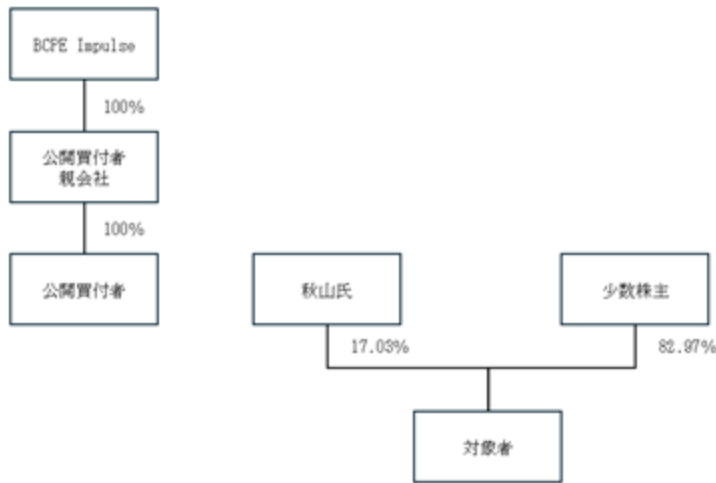
また、公開買付者及び秋山氏は、本応募・不応募契約において、本決済開始日後に、秋山氏、秋山氏資産管理会社及び本書提出日現在において公開買付者親会社の議決権の全てを所有するBCPE Impulse Cayman, L.P.（以下「BCPE Impulse」といいます。）の間で株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、秋山氏資産管理会社が公開買付者親会社に出資し、公開買付者親会社の普通株式の5%（当該再出資後の議決権比率をいいます。）を取得すること（以下「本再出資」といいます。）を合意しております。本再出資における公開買付者親会社の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格（ただし、本スクイズアウト手続として本株式併合を行う場合には、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定です（注5）。

（注5） なお、公開買付者親会社が秋山氏資産管理会社から本再出資を受ける理由は、秋山氏は、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本取引後も対象者の経営に関与することを予定している中、秋山氏に対して、本取引後も対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを

有してもらうことを企図したものです。秋山氏資産管理会社による本再出資は、秋山氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

本取引を図示すると、大要以下のとおりです。

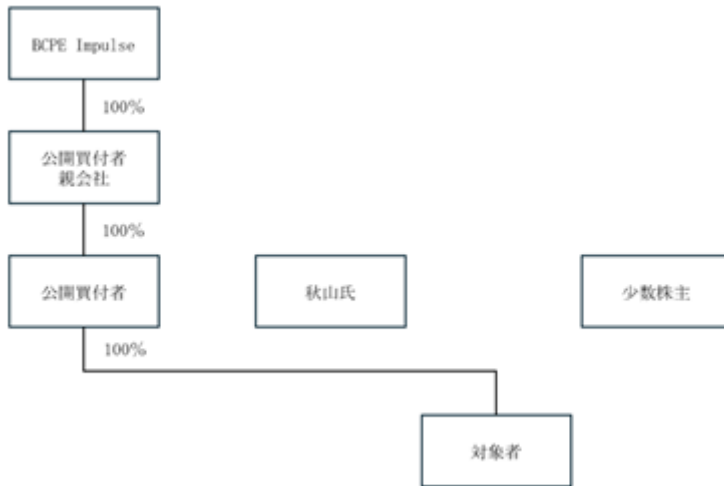
・本公開買付けの実施前



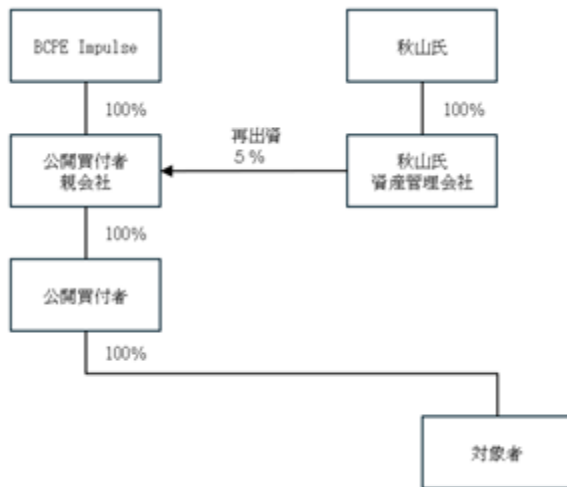
・本公開買付けの実施後（2026年4月7日）



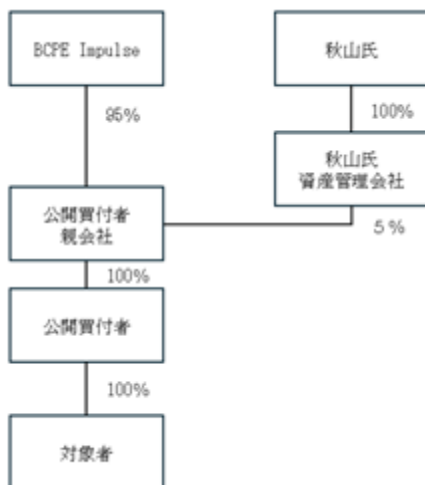
・本スクイーズアウト手続後（2026年6月下旬（予定））



・本再出資（2026年7月上旬～8月上旬（予定））



・本再出資後（2026年7月上旬～8月上旬（予定））



なお、対象者が2026年2月13日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下に記載された記述のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が公表した情報によれば、対象者は、2015年9月に対象者の代表取締役社長兼執行役員Group CEOである秋山氏により、SNSマーケティング連動型プリンターサービスの運営を目的として設立されたとのことです。その後、シェアリングサービス先進国であると認識している中国において、人々が街中に点在する自動販売機のようなバッテリースタンドからスマートフォン用のモバイルバッテリーをレンタルし、使用後は身近のバッテリースタンドに返却している光景を目の当たりにした同氏の経験を基に、同様のサービスを日本へ導入する方法を模索した結果、2018年4月に香港でモバイルバッテリーのシェアリングサービスを展開するCha Cha Station (Global) Holdings Limited (現 INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED) と業務提携を行い、モバイルバッテリーのシェアリングサービスを提供するCHARGESPOT事業を開始したとのことです。その後、対象者は2022年12月に東京証券取引所グロース市場に上場し、2025年12月31日現在、対象者のグループは対象者及び連結子会社9社(以下、総称して「対象者グループ」といいます。)により構成されているとのことです。

各事業セグメントの内容は以下のとおりとのことです。

(ア) モバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」：モバイルバッテリーのシェアリングサービスである「CHARGESPOT」は、「どこでも借りられて、どこでも返せる」をコンセプトに2018年4月から開始された、主にスマートフォン等の小型電子機器向けの充電器の貸出サービスであるとのことです。スマートフォンは現在、コミュニケーション手段や情報取得端末という側面を超えて、ビジネスにおける利用や普段の生活での決済にも利用される等、人々の日々の生活に欠かせないインフラになっており、スマートフォンのバッテリー残量切れを防ぐことはさらに重要性が増していると認識しております。そのような事業環境の中、対象者は2018年4月に国内で競合他社に先駆けてモバイルバッテリーのシェアリングサービスを開始し、その後香港、台湾、タイ、シンガポール、マカオ、イタリア、オーストラリアなど世界各拠点においてサービスを拡大しているとのことです。

(イ) マーケティングソリューション：対象者が運営するモバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」のバッテリースタンドには、デジタルサイネージ(注1)が搭載されております。サイネージは1枠15秒、最大48枠で1ロールを構成し、繰り返し放映されるため、設置店舗や企業等の広告・配信枠として活用しているとのことです。小売店舗を中心にリテールメディア(注2)が注目を集めると認識している中、対象者は既に多くの店舗や施設内に「CHARGESPOT」のサイネージを設置しており、新たなコストをかけずに大規模なリテールメディアネットワークを構築しているとのことです。

(注1) デジタルサイネージとは、屋外・店頭・公共空間・交通機関等のあらゆる場所で、ディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称をいうとのことです。

(注2) 小売店が運営するECサイト上の各種オンライン広告や小売店の店舗に設置されたサイネージ広告などに見られる「小売店が媒体社として提供している広告媒体」をいうとのことです。

(ウ) ベビーケアルーム「mamaro」：対象者は2024年11月にベビーケアルーム「mamaro」を運営するTrim株式会社を子会社化し、工事不要で設置できる完全個室型のベビーケアルームを運営しているとのことです。従来型の授乳室と比較し、女性だけでなく男性も使用可能である点、工事が不要であり約1畳程度の空間に設置することができる点が特徴として存在し、商業施設や自治体施設などへの導入が拡大していると認識しているとのことです。加えて、個室にはモニター画面が設置されているため、利用者に向けたマーケティングソリューションとしての活用も可能と考えているとのことです。

対象者グループを取り巻く経営環境としては、特にコア事業であるモバイルバッテリーのシェアリングサービスにおいて、消費者ニーズを取り込んでおり、対象者が2025年11月12日付の「2025年12月期第3四半期決算説明資料」にて公表したとおり、「CHARGESPOT」のMAU(注3)数は、2022年第4四半期の67万人、2023年第4四半期の101万人、2024年第4四半期には145万人と、年々拡大を続けているとのことです。対象者としては潜在的なユーザー数は現状よりもはるかに大きく、国内・海外ともにまだ多くの設置ポテンシャルがあると考えているとのことです。国内においては関西を中心とした首都圏以外の乗降客数が多い駅周辺の設置密度の上昇、屋外型の自動販売機モデルの展開による公園や屋外テーマパーク等への設置を検討しているとのことです。また、イタリア・イギリス等の新規展開地域の立ち上げに加え、既に展開を行っている香港、台湾やオーストラリアにおいての設置台数の増加も企図しており、更なる海外展開の加速化を行うことを考えているとのことです。

(注3) MAUとは、月間アクティブユーザーの略であり、1ヶ月に1回以上利用のあるユーザーのことを指します。

上記の状況の中、対象者の代表取締役社長兼執行役員Group CEOである秋山氏としては、2025年5月下旬、国内の展開及び海外の成長をさらに加速させていくには、数年単位で多額の先行投資が必要であると認識する一方で、これらの投資についてはマーケットから厳しい目で見られるため、機動的に行うことが難しく、単独での成長には一定の制約があるとも考えており、上記のような成長戦略を実現するためには適切なパートナーシップが必要であると考えていたとのこと。そして、2025年5月下旬より、秋山氏は、海外展開において協力を得られることや類似サービスへの投資実績等を考慮の上、ベインキャピタルを含む6社のプライベート・エクイティ・ファンドに対して、資本提携や経営支援を含む戦略的パートナーシップの可能性について検討を開始する形で、初期的な意見交換を打診したとのこと。

6社のプライベート・エクイティ・ファンドとの面談及び協議を経て、秋山氏は、国内外で十分な成長余地があるモバイルバッテリーのシェアリングサービス業界における投資の加速や事業規模拡大の必要性、海外展開オペレーションの展開の重要性に鑑み、各候補先から提示された支援内容や成長戦略、経営に対する関与方針等を総合的に検討した結果を踏まえ、2025年12月中旬にベインキャピタルが対象者の今後の事業を成長させるためのサポートを受けるパートナーとして適切であると判断するに至ったとのこと。

一方で、ベインキャピタルにおいては2025年11月上旬から行った公開情報等に基づく初期的な分析やその後の対象者との意見交換により、対象者の「CHARGESPOT」事業における競争優位性並びに海外展開も含めた今後の成長余地を高く評価し、創業者として事業成長をけん引してきた秋山氏をパートナーとして対象者株式を非公開化し、社内の経営資源に限定せず、ベインキャピタルが有するグローバル・ネットワーク、M&Aによる非連続的な成長のサポート実績、人材ネットワーク、経営ノウハウを活用して柔軟かつ機動的に経営改革を推進することで、対象者単独では成しえない対象者の新たな成長が実現できると考えたことから、2025年12月初旬から中旬にかけて、公開買付けを実施する際の今後のスケジュール案、非公開化後の株主構成案等に加えて、対象者に対してベインキャピタルが提供できる支援策について秋山氏と意見交換を行っておりました。

具体的には、ベインキャピタルは対象者に対して以下のような支援が可能であると考えております。

・国内CHARGESPOT事業の拡大・収益性向上

国内CHARGESPOT事業は、対象者が2025年11月12日付の「2025年12月期第3四半期決算説明資料」の65頁にて公表したとおり、57,221台(2025年9月末時点)の設置網と国内シェア約85%(他社の設置状況については各社のウェブサイトにおける公開情報をもとに算定しています。)を背景に、既に日本国内で圧倒的なネットワーク効果を確立していると理解しております。また、国内MAU数102万人、1台当たり月間レンタル回数も安定的に伸長しつつ、バッテリー筐体の設置場所の最適化施策や、新規ユーザー獲得に向けたマーケティング施策の効率化施策により、ユニットエコノミクス(注4)の改善余地も十分に存在するものと認識しており、これらについてベインキャピタルのサポートにより拡大することを目指します。具体的には、ベインキャピタルが同業界及び関連地域におけるグローバルな投資支援実績を通じて蓄積してきた経営ノウハウや、ベインキャピタルが保有する日本での業界最大規模のポートフォリオグループを活用しながら、既存事業における設置台数増加・対象地域の拡大や新規事業立ち上げなどの様々な経営プロジェクトの支援を通してサポートすることを目指しています。

(注4) 設置バッテリースタンド1台当たりの売上・営業利益等を指します。

・海外市場における展開地域拡大・再現性モデルの確立

対象者の海外事業は、台湾・香港・オーストラリアで売上高及びEBITDAの高成長を実現し、国内事業モデルが海外各国でも同様に展開可能であるという観点で事業モデルの再現性が確認された重要フェーズにあると理解しています。今後、イタリア・ベトナム等の新規国への進出においては、GDP・人流等マクロ経済環境を起点にしたトップダウンの視点と各国に適合したpricing model、各国の企業文化に適合した運営モデル等ミクロ視点からのボトムアップの分析が重要となるものと認識しております。

ベインキャピタルがこれらの海外展開をサポートすることにより、海外事業が中期的に対象者の第二の成長エンジンとして確立され、企業価値向上に向け大きく貢献するものと確信しております。具体的には、ベインキャピタルは、海外市場における経営の支援実績を多数有しており、国内にとどまらずベインキャピタルの海外人材ネットワーク、海外での事業運営知見、海外における更なる事業拡大に向けたM&A支援等の海外リソースも活用することで、CHARGESPOT事業を始めとした対象者事業の海外展開において、事業の迅速な立ち上げと加速度的な海外の事業成長にも寄与できると考えています。特にベインキャピタルは欧州・米国においても多様な企業への投資実績及び現地企業・現地人材とのネットワークを有しており、現地での資金支援及び人材支援に係るリソースも豊富に揃えているため、これらの経験と基盤を活かし、対象者の海外展開加速化に向けてM&Aや人材採用も活用した最大限の支援を提供することが可能と考えています。

・プラットフォームビジネスへの進化

事業拡大の観点から、CHARGESPOTが全国で保有するリアル接点は重要な基盤であり、広告・データ・アプリ課金など、今後の多様な事業展開に大きな可能性を持つものと認識しております。特に、サイネージ広告の本格化やCheerSPOT（注5）等の新しいマネタイズモデルは、プラットフォームとしての価値をさらに高める重要な取組みになると考えております。

今後はベインキャピタルのサポートにより、プラットフォーム戦略を段階的に強化し、対象者が保有するリアル接点とデジタル広告の掛け合わせ等を例とした新たな付加価値創出を可能にする「ロケーション×テクノロジー」の融合によって、企業価値向上へ向けた新たな成長機会が創出できるものと理解しております。ベインキャピタルはグローバルで広告事業、小売事業等の企業に投資実績を重ねてきており、対象会社のプラットフォームビジネスと親和性の高い事業運営の知見がございます。このような経験を通じて得たベインキャピタルのケイパビリティを活用して、対象者が創業以来築いてきた強固なCHARGESPOT事業基盤を基に、企業向け広告枠の拡大やサイネージを活用したメディア価値の更なる向上を図り人々が街の随所で対象者が提供するサービスに触れる機会を創出し社会インフラ的なサービス形態へと進化させることを目指すことで、モバイルバッテリー事業にとどまらず現在進行中の都市型プラットフォームへの進化をより盤石なものとしてと考えております。これにより国内外での更なる成長を強力に後押しし、今後5～10年を見据えた中長期的な企業価値向上に寄与する大きな価値創造の実現を支援していく想定です。

（注5） CheerSPOTとは、CHARGESPOTのデジタルサイネージにおいて、ファンが個人でアーティストへの応援を発信できる新たなサービスをいいます。

2025年11月上旬から行った公開情報等に基づく初期的な分析やその後の対象者との意見交換を通じて、ベインキャピタルは、対象者の経営課題の解決のための施策の実行及びベインキャピタルからの支援の提供に際して、対象者が上場を維持したままでは株主を意識した経営が求められ、短期的な利益確保・分配への配慮が必要となることから、短期的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くおそれがある一時的な費用支出や先行投資について資本市場から十分な評価が得られず、その結果、中長期的な対象者の企業価値向上を企図するベインキャピタルの支援提供が困難となる可能性があると考えました。ベインキャピタルは、対象者株式を非公開化することでより迅速な意思決定や短期的な業績にとらわれない抜本的な改革が可能となると判断し、2025年12月12日に秋山氏に対して、ベインキャピタルが投資助言を行うファンドが出資する買収目的会社が公開買付者となり対象者株式の非公開化を行うことについて、法的拘束力を伴わない初期的な提案書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出しました。そして、ベインキャピタルは、2025年12月24日、ベインキャピタル、公開買付者、公開買付者親会社、秋山氏、秋山氏資産管理会社（以下、総称して「公開買付者ら」といいます。）及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてロープス&グレー外国法共同事業法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業をそれぞれ選任いたしました。その後、2025年12月下旬、対象者との間で本公開買付けの具体化に向けた協議を重ねていく中で、ベインキャピタルは、対象者が今後中期的な更なる成長、企業価値向上を実現するためには、新規事業の拡大やM&Aによる非連続的な成長を含む各種施策が必要であり、一連の施策を迅速に実行していくためには社内の経営資源に限定せず、社外からの人材や経営ノウハウを活用することが対象者のケイパビリティに依拠することなく変革速度の最大化を可能にする観点から有益であると考えました。

そして、ベインキャピタルは、2025年12月下旬から2026年2月上旬にかけて実施した対象者に関するデュー・ディリジェンスの途中経過を踏まえて、対象者の事業、財務及び将来計画に関する多面的かつ総合的な分析を行い、2026年1月20日に、対象者に対して、()本公開買付価格を3,500円（提案日の前営業日である2026年1月19日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,898円に対して84.40%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、直近過去1ヶ月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）1,953円に対して79.21%、直近過去3ヶ月間の終値単純平均値2,225円に対して57.30%、直近過去6ヶ月間の終値単純平均値2,374円に対して47.43%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とし、()本新株予約権買付価格については検討中であるとする旨の初回の価格提案を行いました。その後、2026年1月20日付で、本特別委員会（下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「()検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。）から、当該提案価格は対象者の本源的価値及び本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値が十分に反映されたものではなく、対象者の一般株主の利益に配慮したものは到底いえないとして、公開買付価格の抜本的な見直しについて早急な再検討を要請する旨の回答を受けたため、ベインキャピタルは、2026年1月23日に、対象者に対して、()本公開買付価格を3,850円（提案日の前営業日である2026年1月22日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,836円に対して109.69%、直近過去1ヶ月間の終値単純平均値1,935円に対して98.97%、直近過去3ヶ月間の終値単純平均値2,191円に対して75.72%、直近過去6ヶ月間の終値単純平均値2,361円に対して63.07%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とし、()本新株予約権買付価格につい

ては検討中であるとする旨の2回目の価格提案を行いました。同日、本特別委員会から、当該提案価格は引き続き対象者の本源的価値及び本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値が十分に反映されたものではなく、対象者の一般株主の利益に配慮された水準には到底達していないとして、公開買付価格の抜本的な見直しの検討を要請する旨の回答を受けたため、ペインキャピタルは、2026年1月29日に、対象者に対して、()本公開買付価格を4,300円(提案日の前営業日である2026年1月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,807円に対して137.96%、直近過去1ヶ月間の終値単純平均値1,894円に対して127.03%、直近過去3ヶ月間の終値単純平均値2,143円に対して100.65%、直近過去6ヶ月間の終値単純平均値2,336円に対して84.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とし、()本新株予約権買付価格について、本新株予約権のうち第4回、第5回、第6回、第12回及び第13回については、新株予約権1個当たり、2026年1月29日付提案における本公開買付価格(4,300円)から各新株予約権における1株当たり行使価額を控除した金額に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とし、本新株予約権のうち第8回及び第14回については検討中であるとする旨の3回目の価格提案を行いました。これに対し、2026年1月30日に実施した対象者との面談において、本特別委員会から、当該提案価格は引き続き対象者の本源的価値及び本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値が十分に反映されたものではなく、対象者の一般株主の利益に配慮された水準には到底達していないとして、公開買付価格の見直しについて口頭で要請を受けたため、ペインキャピタルは、2026年2月3日に、対象者に対して、()本公開買付価格を4,500円(提案日の前営業日である2026年2月2日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,829円に対して146.04%、直近過去1ヶ月間の終値単純平均値1,874円に対して140.13%、直近過去3ヶ月間の終値単純平均値2,112円に対して113.07%、直近過去6ヶ月間の終値単純平均値2,316円に対して94.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とし、()本新株予約権買付価格について、本新株予約権のうち第4回、第5回及び第6回新株予約権については、新株予約権1個当たり、2026年2月3日付提案における本公開買付価格(4,500円)から各新株予約権における1株当たり行使価額(991円)を控除した金額(3,509円)に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数(25株)を乗じた金額(87,725円)とし、第12回及び第13回新株予約権については、新株予約権1個当たり、2026年2月3日付提案における本公開買付価格(4,500円)から各新株予約権における1株当たり行使価額(1,400円)を控除した金額(3,100円)に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数(5株)を乗じた金額(15,500円)とし、第8回新株予約権及び第14回新株予約権については検討中であるとする旨の4回目の価格提案を行いました。これに対し、2026年2月4日に実施した対象者との面談において、本特別委員会から、当該提案価格は引き続き対象者の本源的価値及び本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値が十分に反映されたものではないとして、公開買付価格の見直しについて口頭で要請を受けたため、ペインキャピタルは、2026年2月9日に、対象者に対して、()本公開買付価格を4,550円(提案日の前営業日である2026年2月6日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,897円に対して139.85%、直近過去1ヶ月間の終値単純平均値1,869円に対して143.45%、直近過去3ヶ月間の終値単純平均値2,081円に対して118.64%、直近過去6ヶ月間の終値単純平均値2,292円に対して98.52%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とし、()本新株予約権買付価格について、本新株予約権のうち第4回、第5回及び第6回新株予約権については、新株予約権1個当たり、2026年2月9日付提案における本公開買付価格(4,550円)から各新株予約権における1株当たり行使価額(991円)を控除した金額(3,559円)に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数(25株)を乗じた金額(88,975円)とし、第12回及び第13回新株予約権については、新株予約権1個当たり、2026年2月9日付提案における本公開買付価格(4,550円)から各新株予約権における1株当たり行使価額(1,400円)を控除した金額(3,150円)に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数(5株)を乗じた金額(15,750円)とし、第8回新株予約権については、その保有する全ての新株予約権を行使した場合、年間行使上限額である1,200万円を超える新株予約権者が存在するところ、第8回新株予約権については、その行使条件として、年間行使上限額が1,200万円を超えないことが定められており、当該超過部分について公開買付者が対価を支払うべき理由がないこと、第14回新株予約権については、その一部を対象者の役職員等向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として設定された時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエルが信託財産として保有しているところ、対象者の役職員等向けのインセンティブとしての第14回新株予約権の対価を公開買付者がコタエルに対して支払うべき理由がないこと等から、新株予約権1個当たり1円とする旨の5回目の価格提案を行いました。これに対し、2026年2月11日、本特別委員会から、対象者の本源的価値及び本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値の十分な反映という観点から、更なる提案価格の引上げを要請する旨の回答を受け、また、同日に実施した対象者との面談において、第8回新株予約権及び第14回新株予約権についても、その保有する新株予約権の全てを行使することができる新株予約権者が存在することを理由に、その他の本新株予約権と同様に、本公開買付価格から各新株予約権における1株当たり行使価額を控除した金額に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額を本新株予約権買付価格とすることを要請されたため、ペインキャピタルは、2026年2月12日に、対象者に対して、()本公開買付価格を4,560円(提案日の前営業日である2026年2月10日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値2,023円に対して125.41%、直近過去1ヶ月間の終値単純平均値1,873円に対して143.46%、直近過去3ヶ月間の終値単純平均値2,062円に対して121.14%、直近過去6ヶ月間の終値単純平均値2,279円に対して100.09%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とし、()本新株予約権買付価

格について、本新株予約権のうち第4回、第5回及び第6回新株予約権については、新株予約権1個当たり、2月12日付提案における本公開買付価格(4,560円)から各新株予約権における1株当たり行使価額(991円)を控除した金額(3,569円)に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数(25株)を乗じた金額(89,225円)とし、第8回新株予約権については、新株予約権1個当たり、2月12日付提案における本公開買付価格(4,560円)から各新株予約権における1株当たり行使価額(2,064円)を控除した金額(2,496円)に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数(25株)を乗じた金額(62,400円)とし、第12回及び第13回新株予約権については、新株予約権1個当たり、2月12日付提案における本公開買付価格(4,560円)から各新株予約権における1株当たり行使価額(1,400円)を控除した金額(3,160円)に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数(5株)を乗じた金額(15,800円)とし、第14回新株予約権新株予約権については、コタエル及び対象者との間の契約上、対象者が、コタエルの保有する第14回新株予約権の全部につき放棄を請求でき、コタエルが当該請求に応じる義務を負っていることを前提として、新株予約権1個当たり、2月12日付提案における本公開買付価格(4,560円)から第14回新株予約権における1株当たり行使価額(1,400円)を控除した金額(3,160円)に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数(5株)を乗じた金額(15,800円)とする(当該条件が充足されない場合、新株予約権1個当たり1円とする)旨の6回目の価格提案を行いました。これに対して、ベインキャピタルは、2026年2月13日に、本特別委員会より、当該提案を応諾する旨の回答を受けました。これを受けて、2026年2月13日、公開買付者は、秋山氏に対して、本公開買付価格を4,560円とすることを伝達したところ、秋山氏から、同日に、本公開買付価格4,560円にて本公開買付けに応募する旨の回答があり、公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏との間で本応募・不応募契約を締結しました。

以上の交渉を経て、公開買付者は2026年2月13日、本公開買付価格を4,560円、本新株予約権買付価格として第4回、第5回及び第6回新株予約権については1個につき89,225円とし、第8回新株予約権については1個につき62,400円とし、第12回、第13回及び第14回新株予約権については1個につき15,800円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年9月中旬、対象者の代表取締役社長兼執行役員Group CEOである秋山氏より、対象者株式の非公開化の検討及びベインキャピタルを含む6社のプライベート・エクイティ・ファンドとの協議を開始しているとの共有を受けたとのことです。そして、2025年11月下旬より、対象者は、秋山氏による非公開化の検討に対する対応等について森・濱田松本法律事務所外国法共同事業(以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。)への相談を開始したとのことです。その後、秋山氏より、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、秋山氏がベインキャピタルより、2025年12月12日付で本意向表明書を受領した旨の共有を受けるとともに、2025年12月15日付で対象者取締役会に対して対象者に対して本取引の検討プロセスに入ることに付いて打診する書面を提出したとのことです。対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本取引がマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本取引に関して検討を進めるにあたり、本公開買付価格の公平性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公平性を担保するため、2025年12月中旬、()公開買付者ら、()秋山氏より他の有力なパートナー候補として共有を受けていたプライベート・エクイティ・ファンド(以下「本パートナー候補」といいます。)、及び()対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)をそれぞれ選任し、公開買付者ら及び本パートナー候補から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築したとのことです。

さらに、対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、本取引の意思決定に慎重を期し、本取引の検討プロセスに関する対象者の意思決定の恣意性を排除し、本取引の是非や取引条件の妥当性等について検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保する観点から、本取引の実施の可否について、公開買付者ら及び本パートナー候補並びに本取引からの独立性を有する体制を構築するため、森・濱田松本法律事務所の助言を受けて、2025年12月16日開催の取締役会において、本取引の提案を検討するための特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回

避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置することで、本取引を検討するための体制を構築したとのことです。なお、本特別委員会に付与された権限(権限の具体的な内容については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)に基づき、本特別委員会は、2025年12月30日に、公開買付者ら及び対象者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、対象者のリーガル・アドバイザーとしての森・濱田松本法律事務所の選任、並びに対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのSMB C日興証券の選任をそれぞれ承認したとのことです。

() 検討・交渉の経緯

その後、対象者は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、森・濱田松本法律事務所及びSMB C日興証券の助言を受けながら、本取引の実行の是非及び取引条件に関してベインキャピタルとの間で複数回にわたる協議・交渉を行ったとのことです。また、かかる交渉の過程において、本特別委員会は、SMB C日興証券及び森・濱田松本法律事務所から受けた各種助言を踏まえて、一般株主の利益の観点から慎重に検討を重ね、自ら交渉方針を決定し、また直接交渉も行ったとのことです。

具体的には、対象者は、2026年1月20日、ベインキャピタルから本公開買付け価格を3,500円(本公開買付け価格として提案された3,500円は、同提案日の前営業日である2026年1月19日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,898円に対して84.40%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,953円に対して79.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,225円に対して57.30%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,374円に対して47.43%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)及び本新株予約権買付け価格については検討中であるとする旨の初回の価格提案書を受領したとのことです。これに対して、本特別委員会は、2026年1月20日、ベインキャピタルに対して、当該提案価格は対象者の本源的価値及び本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値が十分に反映されたものではなく、対象者の一般株主の利益に配慮したものと到底いえないとして、公開買付け価格の抜本的な見直しについて早急な再検討を要請する旨の回答をしたとのことです。その後、対象者は、2026年1月23日、本公開買付け価格を3,850円(本公開買付け価格として提案された3,850円は、同提案日の前営業日である2026年1月22日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,836円に対して109.69%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,935円に対して98.97%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,191円に対して75.72%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,361円に対して63.07%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)及び本新株予約権買付け価格については検討中であるとする旨の第2回の価格提案を受けたとのことです。これに対して、本特別委員会は、同日付で、当該提案価格は、引き続き対象者の本源的価値及び本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値が十分に反映されたものではなく、対象者の一般株主の利益に配慮したものと到底いえないとして、再度公開買付け価格の抜本的な見直しについて早急な再検討を要請する旨の回答をしたとのことです。その後、対象者は、2026年1月29日、()本公開買付け価格を4,300円(本公開買付け価格として提案された4,300円は、同提案日の前営業日である2026年1月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,807円に対して137.96%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,894円に対して127.03%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,143円に対して100.65%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,336円に対して84.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とし、()第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付け価格については、本公開買付け価格から各新株予約権における1株当たり行使価額を控除した金額に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とし、第8回新株予約権及び第14回新株予約権に係る本新株予約権買付け価格については、検討中であるとする旨の第3回の価格提案を受けたとのことです。これに対して、本特別委員会は、2026年1月30日に実施したベインキャピタルとの面談において、当該提案価格は引き続き対象者の本源的価値及び本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値が十分に反映されたものではないとして、更なる提案価格の引き上げを要請する旨の回答をしたとのことです。その後、対象者は、2026年2月3日、()本公開買付け価格を4,500円(本公開買付け価格として提案された4,500円は、同提案日の前営業日である2026年2月2日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,829円に対して146.04%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,874円に対して140.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,112円に対して113.07%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,316円に対して94.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とし、()第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付け価格については、本公開買付け価格から各新株予約権における1株当たり行使価額を控除した金額に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とし、()第8回新株予約権及び第14回新株予約権に係る本新株予約権買付

価格については、検討中であるとする旨の第4回の価格提案を受けたとのことです。これに対して、本特別委員会は、2026年2月4日に実施したペインキャピタルとの面談において、当該提案価格は引き続き本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値が十分に反映されたものではないとして、更なる提案価格の引き上げを要請する旨の回答をしたとのことです。その後、対象者は、2026年2月9日、()本公開買付価格を4,550円(本公開買付価格として提案された4,550円は、同提案日の前営業日である2026年2月6日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,897円に対して139.85%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,869円に対して143.45%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,081円に対して118.64%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,292円に対して98.52%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とし、()第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付価格については、本公開買付価格から各新株予約権における1株当たり行使価額を控除した金額に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とし、()第8回新株予約権及び第14回新株予約権に係る本新株予約権買付価格については、第8回新株予約権については、年間行使上限額である1,200万円を超える新株予約権者が存在すること、第14回新株予約権については、その一部を対象者の役職員等向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として設定された時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエルが信託財産として保有しており、コタエルによる本公開買付けに伴う対応方針等について現時点で確認が得られていないこと等から、1円とする旨の第5回提案を受けたとのことです。これに対して、本特別委員会は、2026年2月10日付で、対象者の本源的価値及び本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値の十分な反映という観点から、更なる提案価格の引上げを要請する旨の回答をしたとのことです。また、同日開催の本特別委員会の議論を踏まえ、対象者は、2026年2月11日にペインキャピタルと面談をし、第8回新株予約権及び第14回新株予約権についても、その保有する新株予約権の全てを行使することができる新株予約権者が存在することを理由に、その他の本新株予約権と同様に、本公開買付価格から各新株予約権における1株当たり行使価額を控除した金額に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額を本新株予約権買付価格とすることを要請したとのことです。その後、対象者は、2026年2月12日、本公開買付価格を4,560円(本公開買付価格として提案された4,560円は、同提案日の前営業日である2026年2月10日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値2,023円に対して125.41%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,873円に対して143.46%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,062円に対して121.14%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,279円に対して100.09%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とし、本新株予約権に係る本新株予約権買付価格については、本公開買付価格から各新株予約権における1株当たり行使価額を控除した金額に、各新株予約権における1個当たりの目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とする旨の第6回提案を受けたとのことです。これに対して、本特別委員会は、2026年2月13日、提案価格について真摯に検討した結果、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に応諾する旨の回答をしたとのことです。なお、対象者は、上記条件が充足される可能性が高いことを確認するとともに、コタエルに対してコタエルの保有する第14回新株予約権の放棄を請求する予定であるとのことです。

かかる交渉の過程において、本特別委員会は、S M B C日興証券及び森・濱田松本法律事務所から受けた各種助言を踏まえて一般株主の利益の観点から慎重に検討を重ね、自ら交渉方針を決定しているとのことです。

そして、対象者は、2026年2月13日、(a)対象者取締役会は、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきであるとする旨、及び(b)対象者取締役会における本取引についての決定は、対象者の一般株主にとって公正なものであるとする旨の答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

() 判断内容

以上の経緯の下、対象者は、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言及びS M B C日興証券から取得した対象者の株式価値に関する2026年2月12日付株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより、一般株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下のとおり、本取引は対象者グループの企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者においては、対象者の中長期的な売上拡大に伴う増益や企業価値の向上のために、(ア)国内CHARGESPOT事業の拡大・収益性向上、(イ)海外市場における展開地域の積極的な拡大・再現性モデルの確立及び(ウ)サイネージ広告の本格化やCheerSPOT等のプラットフォームビジネスへの進化といった施策を、これまで以上に機動的かつ積極的に推進していくべきと考えているところ、当該施策を推進していくにあたって、ベインキャピタルからの支援が重要であると対象者は考えているとのことです。すなわち、国内CHARGESPOT事業の拡大における人材の不足、海外展開のノウハウや海外人材の不足及びプラットフォームビジネスの展開には新たな知見が必要であることから、対象者単独で上記の施策を実施することには一定の限界があると考えているとのことです。また、バッテリーシェアリングサービスは優良な設置場所の先取りが重要であり、先行者優位なことが想定されるため、他社に先がけて海外展開を更に加速していく必要があると考えているとのことです。そこで、対象者内の経営資源に限定せず、ベインキャピタルが有するグローバル・ネットワーク、人材ネットワーク、経営ノウハウを活用して柔軟かつ機動的に上記の施策を推進することで、対象者単独では成しえない新たな成長が実現できると考えているとのことです。具体的には、国内においては、ベインキャピタルが保有するポートフォリオグループへのCHARGESPOTの設置拡大が目指せるとともに、シェアリングビジネスにおける最適な単価設定等の運営管理ノウハウを提供いただくことで国内事業の更なる拡大が可能であること、海外においては、新規地域において現地消費者接点を有する大手小売事業者がパートナーとして設置を決定することにより市場シェアを飛躍的に拡大させることが可能と考えているところ、ベインキャピタルが有する小売店等のグローバル・ネットワークの活用することで、早期の海外展開につながることを、対象者プラットフォームビジネスにおいては、CHARGESPOT事業の更なるユーザー拡大が事業の深化・多様化を促進し、第二の基盤事業として持続的な成長に寄与するものと対象者は考えているところ、ベインキャピタルが有する人材の投入やM & Aによる積極的な投資によって、サイネージ広告やCheerSPOT等の新たなマネタイズモデルの展開が可能になること、ベインキャピタルの人材ネットワークを活用したグローバル人材の獲得及びグローバルな投資支援実績を通じて蓄積してきた経営ノウハウの活用ができると考えているとのことです。また、上記のとおり、ベインキャピタルの協力を得ながら当該施策をこれまで以上に機動的かつ積極的に推進していこうとした場合、積極的な事業拡大及び投資についての取組み、特に、新規国での同時かつ機動的な展開やサイネージ広告、CheerSPOT等の新しいプラットフォームビジネスの展開は、中長期的には対象者グループの企業価値向上が期待できるものの、効果の発現には時間がかかり早期に利益に貢献することなく、むしろ、M & A、事業提携、新たな仕組みの構築等で多額な投資を行っても、計画どおりに事業が展開しないリスクもあり、短期的には対象者グループの財務状況や収益を悪化させる可能性があるとのことです。対象者が上場を維持したままでこれらの施策を実施すれば、資本市場から十分な評価が得られず、対象者の株主の皆様に対して、短期的に対象者株式の株価下落といった不利益を与えるおそれが懸念されるとのことです。かかる懸念を払拭し、対象者が中長期的な成長を目指すためには、非公開化により、株式市場における短期的な業績に対する期待に過度に捉われることなく、中長期的な視点に立った上で機動的かつ抜本的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、ベインキャピタルの協力の下、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって、事業改革を推進することが、対象者グループの企業価値向上を実現する最良の選択であると判断したとのことです。

なお、対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場からエクイティ・ファイナンスにより資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられるとのことです。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、ベインキャピタルの信用力を背景に適宜最適な資金調達手段の活用が可能となることを踏まえ、非公開化に伴う資金調達面でのデメリットは限定的であると考えているとのことです。加えて、対象者の社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、対象者がこれまで培ってきたブランド力や知名度により、非公開化が人材確保に与える影響は大きくないと考えられること、対象者と取引先の信頼関係は既に一定程度構築されており、上場廃止を理由に既存の取引関係が大きく毀損することはないと考えられること等から、非公開化のデメリットは限定的であると考えており、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断しているとのことです。なお、既存株主との資本関係の消失によるデメリットは特がないものと考えているとのことです。

また、対象者は、上記の協議・交渉を踏まえ、主に以下の点を考慮した結果、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。なお、本公開買付価格は、対象者が東京証券取引所に上場した際の公募価格を大きく上回っております。

(ア) 本公開買付価格(4,560円)は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載されているSMB C日興証券による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、

ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果の中央値を上回ること。

- (イ) 本公開買付価格は本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値2,044円に対して123.09%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,881円に対して142.42%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,044円に対して123.09%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,273円に対して100.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、当該プレミアム水準は、経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の公表日である2019年6月28日以降に公表され、かつ、2025年12月31日までに成立した、上場会社を対象としたマネジメント・バイアウト(MBO)による非公開化を企図した公開買付けの事例96件（但し、対象者が債務超過の状態で開催された事例、不成立となったものの、再度公開買付けを実施したことにより成立した事例を除きます。）のプレミアム水準（プレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日が46.20%、直近1ヶ月間が49.37%、直近3ヶ月間が52.02%、直近6ヶ月間が52.28%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日の前営業日が42.33%、直近1ヶ月間が44.92%、直近3ヶ月間が46.51%、直近6ヶ月間が48.56%）を上回る水準であること。
- (ウ) 2022年12月20日の対象者株式の上場から約3年2ヶ月程度経過した時点において本取引が検討されていることに照らし、対象者の上場直後の時期から所有している一般株主の利益についても検討すると、対象者株式の上場当時の公募価格である4,600円（2023年4月1日付で行われた対象者株式1株につき5株の割合による株式分割を考慮後の公募価格は920円）に対し、上場後、基本的には一貫して公募価格を上回る株価形成がされており、上場時の株主の利益の確保を行う機会は存在していたと評価でき、また、本公開買付価格は公募価格を上回る価格であること。
- (エ) 本公開買付価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引の目的の合理性、本取引の手続の公正性、本取引の条件の妥当性、また本取引が対象者の一般株主にとって公正であるか否かといった点について検討した結果妥当であると認められると判断されていること。
- (オ) 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の利益相反を回避するための各措置を講じる等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- (カ) 上記利益相反を回避するための措置が十分講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、SMB C日興証券による対象者株式の株式価値の算定結果の内容や森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言等を踏まえながら、対象者とベインキャピタルとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること。

同様に、本新株予約権買付価格についても、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされ、本公開買付価格をもとに決定されていることから、本公開買付けは、対象者の本新株予約権者の皆様に対して合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は2026年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

当該取締役会的意思決定過程の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

ベインキャピタルは、本公開買付け後の経営方針について、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引により対象者株式を非公開化した後には、過去の投資実績の経験等を踏まえ、対象者に対して、豊富な投資経験に基づくハンズオン経営支援、長期の成長に向けた既存経営陣を支える人材及び経営基盤の強化、M&A及びPMI（注1）の支援を通じて、対象者の企業価値の最大化を実現するための施策を支援していく予定です。

（注1）「PMI」とは、Post Merger Integrationの略称であり、M&A成立後の統合プロセスをいいます。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、秋山氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定です。公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏との間で、本応募・不応募契約を締結し、同契約中において、本決済開始日後に、本株主間契約を締結し、本再出資を行う予定であることに合意しています。本応募・不応募契約及び締結予定の本株主間契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

ベインキャピタルは、本取引成立後における対象者の経営方針として、対象者に取締役を派遣することを検討しておりますが、現在の経営体制を原則維持することを予定しており、現経営陣に引き続き対象者グループの運営に主導的な役割を果たしてもらうことを想定しております。外部人材の招聘の可否については、対象者の現経営陣と協議の上、今後の対象者の成長に資すると判断する場合には、ベインキャピタルのグローバル・ネットワークを活用して適切な人材を紹介することを想定しております。その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものではなく、本公開買付けの成立後に、公開買付者及び対象者との間で協議・検討していく予定です。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した検討体制の構築

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る買付予定数の下限の設定

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員（以下「売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といい、「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付け価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全てを取得し、売渡新株予約権者の全員からその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対し、本公開買付け価格と同額の金銭を交付するとともに、売渡新株予約権者がそれぞれ所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、各売渡新株予約権者に対し、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者取締役会は、公開買付者より株式等売渡請求

求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、かかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。株式等売渡請求に関連する一般株主及び新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式又は本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

本株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年5月下旬を予定しています。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式等売渡請求及び本株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

本新株予約権の取得及び消却

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合において、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者に対して本新株予約権の行使の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者は、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募・不応募契約

公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏との間で本応募・不応募契約を締結し、()その所有する対象者株式のうち230,000株(所有割合:2.20%)について本公開買付けに応募する旨、()613,900株(所有割合:5.86%)については、本貸株取引が解消された場合に本公開買付けに応募する旨、()940,000株(所有割合:8.97%)については本公開買付けに応募しない旨(ただし、本スクイズアウト手続により処理される予定)、()本臨時株主総会の基準日において所有する対象者株式について、本臨時株主総会において本株式併合に関連する議案に賛成する旨について合意しております。また、本応募・不応募契約において、以下の内容を合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募・不応募契約以外に、秋山氏との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から秋山氏に対して供与される利益は存在しません。

- (ア) 秋山氏は、その所有する対象者株式のうち、東京証券信用組合に対して設定された対象者株式230,000株に係る担保権を解除する。
- (イ) 秋山氏は、本公開買付けの公表後直ちに、本貸株取引を解約するために必要な手続を行い、本貸株返還株式を公開買付け期間の末日までに本公開買付けに応募するよう、最大限努力する。
- (ウ) 秋山氏は、契約締結日から本スクイズアウト手続の効力発生日までの間、秋山氏が所有する対象者株式及び本貸株返還株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。ただし、既存担保権の解除を除く。)を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得(ただし、2025年4月17日に付与された対象者の業績連動型事後交付型譲渡制限株式報酬に基づき交付される対象者株式の取得及び本貸株取引の解約による対象者株式の取得を除く。)を行わない。
- (エ) 秋山氏は、自ら又は他の者をして、本公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募・不応募契約で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触する取引又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。)を行わない。
- (オ) 本公開買付けが開始されたが本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たず、本公開買付けが成立せず、本応募・不応募契約が解除され又は終了した場合であっても、(エ)の規定は、本応募・不応募契約終了後9ヶ月は引き続き効力を有するものとする。
- (カ) 秋山氏は、契約締結日から本スクイズアウト手続の効力発生日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権又は株主提案権を行使しない。
- (キ) 秋山氏は、契約締結日から本スクイズアウト手続の効力発生日までの間に開催される対象者の株主総会において、()剰余金の配当その他の処分に関する議案、()株主提案に係る議案、及び()可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案(ただし、本株式併合に係る議案及びそれに関連する議案を除く。)が上程されるときは、その所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。
- (ク) 本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、秋山氏は、公開買付けに応募した対象者株式全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執る。
- (ケ) 秋山氏が所有する対象者株式のうち本不応募株式を除く株式を本公開買付けに応募する条件として、本公開買付けの開始日までに本公開買付者が遵守し又は履行すべき本契約上の義務が重要な点において履行又は遵守されていること、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、公開買付者の表明保証事項(注1)が重要な点において真実かつ正確であること、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことに係る決議がなされ、かかる意見が法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されていないこと、本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することは妥当である旨の答申がなされ、これが対象者のプレスリリースにおいて公表されており、かつ、かかる答申が撤回又は変更されていないこと、本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと、本取引に必要な独占禁止法(下記6「株券等の取得に関する許可等」の「(2)根拠法令」において定義します。)及び外為法(下記6「株券等の取得に関する許可等」の「(2)根拠法令」において定義します。)に基づくクリアランスの取得が完了していること又は公開買付け期間満了日の前日までに当該クリアランスの取得が完了していると合理的に見込まれることが規定されている。ただし、秋山氏は、その裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されない。
- (注1) 本応募・不応募契約において、公開買付者は、秋山氏に対して、設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等の抵触の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達、倒産手続の不存在について表明及び保証を行っております。

(コ) 秋山氏及び公開買付者は、契約締結日以降、()自らの表明及び保証(注2)が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は()自らの本応募・不応募契約上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知する。

(注2) 本応募・不応募契約において、秋山氏は、公開買付者に対して、秋山氏に関して 権利能力、行為能力及び意思能力、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、倒産手続の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、反収賄等、対象者株式の保有について表明及び保証を行っており、また、対象者グループに関して 設立及び存続、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、反収賄等、対象者グループの株式、重要事実、開示書類の正確性について表明及び保証を行っております。

(サ) 秋山氏は、本決済開始日後、秋山氏資産管理会社をして、BCPE Impulse及び公開買付者親会社との間で本株主間契約を締結させ、かつ公開買付者による対象者の完全子会社化が完了した後、公開買付者親会社に対する議決権比率5%に相当する公開買付者親会社の発行する普通株式を、公開買付者親会社から秋山氏に対する自己株式の処分及び/又はBCPE Impulseからの譲受けにより取得させる。

その他、本応募・不応募契約においては、本応募・不応募契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められております。また、本応募・不応募契約においては、()相手方当事者の表明及び保証の重大な違反があった場合、()相手方当事者の義務の重大な不履行があった場合、()相手方当事者に倒産手続の開始の申立てがなされた場合が開始されなかった場合が解除事由として、(a)公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、又は(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が終了事由として規定されております。

本株主間契約(本決済開始日後に締結予定)

BCPE Impulse、秋山氏及び秋山氏資産管理会社は、本取引後の対象者の運営並びに本再出資の条件及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する以下の内容を含む本株主間契約を締結することを想定しています。なお、詳細な条件は今後協議により決定する予定です。

(ア) 対象者の取締役の員数は5名以上とし、秋山氏が2名の指名権を有し、BCPE Impulseがその余の指名権を有する。

(イ) BCPE Impulse及び秋山氏資産管理会社について、一定の例外(本再出資後一定の期間が経過した場合に譲渡が可能になることを想定しておりますが、詳細な条件は今後協議により決定する予定です。)を除き、その所有する公開買付者親会社株式を第三者に対して譲渡(合併、会社分割、事業譲渡その他の方法による処分を含み、以下「譲渡等」という。)をしてはならない。また、秋山氏は、BCPE Impulseの事前の書面による同意なく、秋山氏資産管理会社の株式の全部又は一部を第三者に対して譲渡等してはならない。

(ウ) BCPE Impulseが、公開買付者親会社株式を第三者に譲渡する場合における、秋山氏資産管理会社の優先提案権、秋山氏資産管理会社に対するドラッグ・アロング権(BCPE Impulseが公開買付者親会社株式を第三者に譲渡する場合において秋山氏資産管理会社に対してもその所有する公開買付者親会社株式の譲渡を請求する権利を想定しておりますが、詳細な条件は今後協議により決定する予定です。)、秋山氏資産管理会社のタグ・アロング権。

本公開買付契約

公開買付者は、対象者との間で、2026年2月13日付で本取引の実行に関する以下の内容を含む契約(以下「本公開買付契約」といいます。)を締結しております。

(ア) 対象者は、前提条件(注1)が全て充足され又は対象者により放棄されたことを条件として、本公開買付けに関する賛同意見表明(注1)に定義されます。)を行う。

(注1) 本公開買付契約において、以下のとおり規定されている。

本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うこと(以下「賛同意見表明」という。)について肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと。

公開買付者による表明及び保証(注2)がいずれも重要な点において真実かつ正確であること。

本公開買付契約に基づき公開買付者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること。

本応募・不応募契約が適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに存続していること。

本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと。

(注2) 本公開買付契約において、公開買付者は、対象者に対して、設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等の抵触の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達について表明及び保証を行っている。

- (イ) 対象者は、本公開買付契約締結日から、本スクイズアウト手続の効力発生日までの間、直接又は間接に、()公開買付者以外の者との間で、本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を妨げる取引(以下「競合取引」という。)に関連する合意(当該取引に対する賛同又は応募推奨の意見表明を含む。)を行ってはならず、()公開買付者以外の者に対し、かかる競合取引のために対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ()かかる競合取引の提案、申込み若しくは申込みの勧誘又はかかる取引のためのいかなる協議若しくは交渉も行ってはならない。ただし、対象者が本公開買付契約に定める義務に違反することなく、資金調達の確実性、許認可の要否・取得の確実性、その他クロージングの確実性及びクロージングのタイミング、提案の内容、提案者その他の事情等から判断して、本公開買付者以外の第三者から、対象会社の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けの開始であって、かつ、実現可能性がある真摯な内容及び条件によるもの(以下「適格対抗提案等」という。)に至る合理的かつ具体的な可能性がある真摯な提案を受領した場合、当該提案に関してするものについては、上記()及び()については、適用はない。
- (ウ) 対象者は、本公開買付契約締結日から本スクイズアウト手続の効力発生日までの間、公開買付者以外の者から、(イ)に定める真摯な提案を受けた場合、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知するものとし、その対応について公開買付者との間で誠実に協議する。
- (エ) 本契約締結後、公開買付期間満了日までに、対象者が本公開買付契約に定める義務に違反することなく、公開買付者以外の第三者から、適格対抗提案等があった場合、対象者は、本契約に定める自らの義務の違反がない場合に限り、公開買付者に対して、本公開買付けの買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとし、公開買付者に対して当該申入れを行った場合、公開買付者が本取引に関する再提案を行う機会を確保できるよう、公開買付者との間で誠実に協議を行う。
- (オ) () (エ)に規定する公開買付者への申入れの日から起算して5営業日を経過する日又は本公開買付けの公開買付期間満了日の5営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付けの買付価格を適格対抗提案等に係る買付価格以上の金額に変更することとする旨の再提案を行わず、かつ、()対象者が賛同意見表明を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に違反する可能性がある対象者の取締役会が合理的に判断した場合又は本特別委員会から賛同意見表明を撤回若しくは変更することは適当である旨の助言若しくは答申を受けた場合(ただし、当該早い日までに当該申入れがなかった場合は、上記()の適用はない。)は、対象者は、(ア)(イ)に定める義務を負わない。
- (カ) 本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済後、実務上可能な限り速やかに、対象者及び公開買付者は本スクイズアウト手続を完了させる。

その他、本公開買付契約においては、本公開買付契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項(注3)違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められております。また、本公開買付契約においては、()相手方当事者につき、本公開買付契約に定める表明及び保証の重大な違反があった場合、()相手方当事者につき、本公開買付契約上の義務の重大な不履行があった場合、()相手方当事者につき、倒産手続の開始の申立てがなされた場合、()自らの帰責事由によらず、本公開買付けが2026年5月1日までに開始されない場合が解除事由として規定されております。加えて、本公開買付契約においては、()公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、()対象者が(オ)に基づき(イ)(ウ)に定める義務を負わない場合若しくは(ア)(注1)、若しくは の前提条件が充足しない場合であって、対象者が公開買付者に対して書面で本公開買付契約の終了を通知した場合、又は()本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合には、いずれも、本公開買付契約は直ちに終了する旨が規定されております。

(注3) 本公開買付契約において、対象者は、公開買付者に対して、設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等の抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、反収賄等、開示書類の正確性について表明及び保証を行っております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2026年2月16日(月曜日)から2026年3月31日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	2026年2月16日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金4,560円
新株予約権証券	第4回新株予約権 1個につき 金89,225円 第5回新株予約権 1個につき 金89,225円 第6回新株予約権 1個につき 金89,225円 第8回新株予約権 1個につき 金62,400円 第12回新株予約権 1個につき 金15,800円 第13回新株予約権 1個につき 金15,800円 第14回新株予約権 1個につき 金15,800円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>(対象者株式)</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料、対象者に対してベインキャピタルが2025年12月下旬から2026年2月上旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、2026年2月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値(2,044円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(1,881円、2,044円及び2,273円)を参考にいたしました。</p> <p>さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ本公開買付価格に関する対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2026年2月12日に本公開買付価格を4,560円と決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記のとおり、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案して本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である4,560円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値2,044円に対して123.09%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,881円に対して142.42%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,044円に対して123.09%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,273円に対して100.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格である4,560円は、本書提出日の前営業日である2026年2月13日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値2,105円に対して116.63%のプレミアムを加えた価格となります。</p>

	<p>(本新株予約権)</p> <p>本新株予約権については、本書提出日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格(4,560円)を下回っており、かつ権利行使期間が到来して権利行使条件を充足しているため、公開買付者は、本新株予約権買付価格を本公開買付価格である4,560円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第4回新株予約権:3,569円、第5回新株予約権:3,569円、第6回新株予約権:3,569円、第8回新株予約権:2,496円、第12回新株予約権:3,160円、第13回新株予約権:3,160円、第14回新株予約権:3,160円)に当該本新株予約権1個の目的となる対象者株式数を乗じた金額とすることをそれぞれ決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関からの算定書は取得していません。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。</p> <p>対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得</p> <p>()設置等の経緯</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、本取引の意思決定に慎重を期し、本取引の検討プロセスに関する対象者の意思決定の恣意性を排除し、本取引の是非や取引条件の妥当性等について検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保する観点から、本取引の実施の可否について、公開買付者ら、本パートナー候補及び対象者並びに本取引からの独立性を有する体制を構築するため、森・濱田松本法律事務所の助言を受けて、2025年12月16日開催の取締役会において、公開買付者ら及び本パートナー候補から独立し、本取引の成否に関して独立性を有することに加え、高度の識見を有すると考えている角田耕一氏(対象者独立社外取締役)、鈴木シュヴァイスグート絵里子氏(対象者独立社外取締役)及び星健一氏(対象者独立社外取締役)の3名によって構成される本特別委員会(なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、本特別委員会の委員長として角田耕一氏を選定しているとのことです。)を設置することを決議したとのことです。対象者の社外取締役である天野友道氏は、米国在住であることから、短期間に複数回かつ機動的に実施される特別委員会への参加及び審議に専念することが困難となるおそれがあったため、特別委員会の委員として選任をしていないとのことです。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとしているとのことです。</p>

対象者は、2025年12月16日付の対象者取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a)本取引の承認（本取引の一環として公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けについての賛同及び、対象者株主に対する当該公開買付けへの応募の推奨を含む。）をするべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、(b)対象者取締役会における本取引に関する決定が、対象者の一般株主にとって公正であるかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問し、本諮問事項についての本答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。なお、対象者取締役会は、検討に際しては、対象者の企業価値の向上に資するかという観点から、本取引が合理性を有するものといえるか検討・判断するとともに、対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性（本取引のために講じられた公正性担保措置の内容を含む。）について検討・判断するものとし、また、勧告に際しては、本取引の取引形態や法規制等に応じ、適宜適切な表現を用いることができるものとするを合わせて決議しているとのことです。

また、対象者は、上記取締役会決議において、対象者取締役会において本取引に関する決定（本公開買付けに係る対象者の意見表明を含みます。）は、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を承認しない旨を決議しているとのことです。さらに、本特別委員会に対しては、(a)ベインキャピタルその他の者との間で本取引に関連して取引条件等についての交渉（対象者役職員やアドバイザー等を通じた間接的な交渉を含みます。）を行うこと、(b)本取引のために講じるべき公正性担保措置の程度を検討し、必要に応じて意見・提言すること、(c)本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任すること（この場合の費用は対象者が負担します。）、又は対象者の財務若しくは法務等のアドバイザーを指名し、若しくは承認（事後承認を含みます。）すること、(d)対象者の役職員その他特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、及び(e)その他本取引に関する検討及び判断に際して必要であると本特別委員会が認める事項を実施することについて権限を付与することを決議しているとのことです。

() 検討の経緯

本特別委員会は、2025年12月22日より2026年2月13日まで合計13回、合計約16時間に亘って開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われたとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、SMB C日興証券による対象者株式の価値算定の前提となる対象者が作成した本事業計画（「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。以下同じです。）について、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等について対象者から説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、その合理性を確認し、承認をしているとのことです。加えて、下記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「() 対象者株式に係る算定の概要」に記載のとおり、SMB C日興証券は、本事業計画を前提として対象者株式の価値算定を実施しているとのことです。本特別委員会は、SMB C日興証券から、実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、2026年1月9日、ベインキャピタルに対して、本取引の背景・目的、対象者の経営課題、本取引のメリット及びデメリット、本取引後の経営方針、本取引の条件等を含む質問事項を送付し、同年1月15日に書面により受領した回答を踏まえて同年1月16日にベインキャピタルへのインタビューを実施し、質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会は、秋山氏に対して、本取引の背景及び目的、本取引実行後の経営方針、本取引の条件等について同年1月27日にインタビューを実施し、質疑応答を行ったとのことです。

その後、本特別委員会は、対象者及びS M B C日興証券から、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、ベインキャピタルとの間で4,560円という最終的な合意に至るまで、ベインキャピタルに対して本公開買付価格の増額を要請するなどして、ベインキャピタルとの交渉過程に関与したとのことです。さらに、森・濱田松本法律事務所から本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答を行うとともに、対象者及びS M B C日興証券からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

さらに、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所及びS M B C日興証券から、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリース及び意見表明報告書の各ドラフトの内容について説明を受け、対象者が、適切かつ充実した開示を行う予定であることを確認しているとのことです。

() 判断内容

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2026年2月13日に、対象者の取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出したとのことです。本答申書の詳細は、以下のとおりです。

(a) 答申内容

- ・ 対象者取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することが妥当であると考えます。
- ・ 対象者取締役会における本取引に関する決定（上記iの決議をすること、本スクイズアウト手続を実施することの決定を含む。）は、対象者の一般株主にとって公正なものであると考えます。

(b) 検討

- ・ 本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かの検討

(ア) 対象者グループの事業環境

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の対象者グループを取り巻く事業環境についての対象者の認識については、本特別委員会としても同様の認識を有しており、不合理な点は認められない。

(イ) ベインキャピタルの企業価値向上策の内容

上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のベインキャピタルの提案する企業向上策及び上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 判断内容」に記載の本取引の意義についての対象者の評価に特に不合理な点はなく、本取引は対象者の企業価値向上に資すると評価できるものと考えます。

(ウ) 本取引のデメリット

上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 判断内容」に記載の本取引を行うことのデメリットについても、本特別委員会としても、対象者の見解に不合理な点は見受けられず、特に異論はない。

(エ) 本取引後の経営方針

上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載のベインキャピタルが検討している本取引後の経営方針について、対象者としても異論はなく、当該方針は、本取引後に対象者が企業価値向上策を進めていく方針に沿うものと考えていることであり、本特別委員会としても、かかる対象者の考えに異論はない。

(オ) 小括

以上より、対象者は、本取引を通じて非公開化することにより、ベインキャピタルの支援を受けて対象者の経営課題に対応するための各種施策を実行することが可能となり、より高い成長の実現が期待できるものと考えられる一方、本取引を通じた対象者の非公開化によるデメリットは限定的であると考えられる。また、対象者の経営方針についてベインキャピタルと対象者の間で特段の見解の相違も存在しない。以上のことから、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものと考えられる。

・ 本取引の取引条件の妥当性の検討

本取引の条件については、下記(ア)のとおり、買収方法及び買収対価の種類について妥当性があると考えられる。また、下記(イ)及び(ウ)のとおり、本公開買付価格、本新株予約権買付価格及び本スクイズアウト手続の対価は妥当であると考えられる。

(ア) 買収の方法及び買収対価の種類妥当性

上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者は、公開買付者から、現金を対価とする公開買付け及びその後の株式等売渡請求又は株式併合の方法による二段階買収という方法を提案されている。

一段階目として公開買付けを行い、二段階目として株式等売渡請求又は株式併合を行うという方法は、非公開化の取引においては一般的に採用されている方法であり、二段階目の取引において対象者の株主に支払われる対価は本公開買付価格と同額とすることが予定されているほか、対価の額に不満のある株主は、裁判所に対して売買価格の決定の申立て又は価格決定の申立てを行うことが可能である。よって、本取引の方法に不合理な点は認められない。

また、本取引において、公開買付者は、秋山氏との間で締結する本応募・不応募契約において本再出資について合意する予定であるとのことであるが、公開買付者によれば、本再出資における公開買付者親会社の普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である4,560円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合を行う場合には、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことである。）とする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定とのことである。また、公開買付者親会社が秋山氏資産管理会社から本再出資を受ける理由は、秋山氏が本取引後も対象者の経営に関与することを予定している中、秋山氏に対して、本取引後も対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことを企図したものであることである。また、秋山氏資産管理会社による本再出資は、秋山氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えているとのことである。上記の公開買付者の見解に特段不合理な点は認められない。

なお、買収対価の種類について、換金等が必要となるその他の対価と比べて、金銭を対価とすることは合理的であり、対価を金銭とすること自体が一般株主の不利益となるものとは認められない。

(イ) 本公開買付価格の妥当性

本事業計画の合理性

本事業計画は、対象者が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した本取引の実行がないことを前提としたものであり、2025年12月期から2030年12月期までの事業計画である。本事業計画は、過去の実績や足元の収益状況、対象者を取り巻く事業環境等を踏まえ、各項目において合理的な前提を設定の上、本取引の検討を目的に対象者が作成したものであり、公開買付者ら及び秋山氏はその作成過程に一切関与していない。

なお、対象者は、本取引の検討が始まる前に上場会社としての将来の経営計画や予算等について代表取締役である秋山氏を交えて議論をしたことはあるものの、本事業計画案に係る各数値の決定を含む本事業計画案の策定に秋山氏は関与しておらず、本事業計画案の内容についての示唆や圧力も受けておらず、秋山氏からは独立して策定しているものと認められる。

また、本事業計画の内容は、対象者の取り巻く事業環境等を踏まえた合理的な内容であると認められる。本事業計画においては、2023年8月22日付で公表した中期経営計画（VISION 2030）（以下「本中期経営計画」といいます。）においては2030年12月期に150億円としていた連結EBITDAについて、下方に見直しを行っているが、かかる見直しは、足元の収益環境、事業展開の状況やその見込み及び対象者の業績等を踏まえ、対象者がより現状に即した客観的かつ合理的と考える財務予測に基づいて行われた合理的なものであり、恣意性は認められない。以上より、本事業計画の作成過程及び内容につき特に不合理な点は認められない。

株式価値算定の内容の合理性

SMB C日興証券が採用した算定方法は、本取引と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定方法であり、かつ、SMB C日興証券による各算定方法の採用の理由に不合理な点は認められず、SMB C日興証券が上記各算定方法を用いて対象者の株式価値を算定したことについて不合理な点は認められない。

また、SMB C日興証券による市場株価法及びDCF法の算定内容に不合理な点は認められない。なお、DCF法において前提とした対象者の将来の財務予測においては、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれている。具体的には、国内CHARGESPOT事業が堅調に推移することや、海外新規拠点の設置台数拡大及び利用率向上を見込むことから、営業利益においては2027年12月期から2030年12月期にかけて毎期大幅な増加を、EBITDAにおいては2028年12月期及び2030年12月期において毎期大幅な増加を、フリー・キャッシュ・フローにおいては2027年12月期から2030年12月期にかけて毎期大幅な増加を見込んでいる。当該増減に関する対象者の説明に不合理な点はなく、公正性を疑わせる事情は特段見当たらない。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないが、この点も現在の我が国におけるM&A実務に照らして不合理であるとは認められない。

また、本公開買付価格4,560円は、DCF法により算定された価格帯の範囲内かつ中央値を上回る価格であり、市場株価法により算定された価格帯の上限値を上回る価格であることが認められ、このように、本公開買付価格が、本株式価値算定書における算定結果の上限値を超え、又は算定結果のレンジの範囲内かつ中央値を上回することは、本公開買付価格の妥当性を裏付ける要素と評価することができる。

プレミアム分析

本公開買付価格である4,560円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月12日を基準日として、東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値2,044円に対して123.09%、同日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,881円に対して142.42%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,044円に対して123.09%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,273円に対して100.62%のプレミアムが加算されたものである。

他方で、SMB C日興証券によれば、経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の公表日である2019年6月28日以降に公表され、かつ、2025年12月31日までに成立した、上場会社を対象としたマネジメント・バイアウト(MBO)による非公開化を企図した公開買付けの事例96件(ただし、対象者が債務超過の状態で開催された公開買付けが実施された事例、不成立となったものの、再度公開買付けを実施したことにより成立した事例を除く。以下「他社MBO案件」という。)におけるプレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日が46.20%、直近1ヶ月間が49.37%、直近3ヶ月間が52.02%、直近6ヶ月間が52.28%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日の前営業日が42.33%、直近1ヶ月間が44.92%、直近3ヶ月間が46.51%、直近6ヶ月間が48.56%とされているところ、本公開買付価格に加算されているプレミアムは、他社MBO案件のプレミアム水準の中央値及び平均値をいずれも上回っており、他社MBO案件との比較においては、合理的なプレミアムが付された価格であると評価することができる。

真摯な交渉

本特別委員会は、対象者と公開買付者との間の本取引に関する協議・交渉過程に実質的に関与し、その結果として、公開買付価格は計6回にわたり引き上げられ、最終的には、第1回提案における公開買付価格(3,500円)から約30.29%(小数点以下第三位を四捨五入)の価格の引上げを実現している。一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち、独立当事者間取引と実質的に同視し得る状況が確保された上で、ペインキャピタルとの間で真摯な交渉が行われ、最終的に本公開買付価格に合意したものと認められる。

小括

以上のとおり、()本事業計画の作成経緯に公正性を疑わせる事情は見当たらず、また、その内容は、その前提条件、作成経緯及び対象者の現状に照らして合理的であると認められること、()本株式価値算定書の算定方法及び算定内容には、特段不合理な点は認められず、現在の実務に照らして妥当なものであると考えられるところ、本公開買付価格は、本株式価値算定書における市場株価法による算定結果の上限値を超え、又はDCF法による算定結果のレンジの範囲内かつ中央値を上回ること、()本公開買付価格に加算されているプレミアムは、他社MBO案件のプレミアム水準の中央値及び平均値をいずれも上回っていることを総合的に勘案すれば、本公開買付価格は妥当な価格であると考えられる。

(ウ) 本新株予約権買付価格

本新株予約権買付価格は、本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格をいずれも下回っていることから、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされている。このように、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格をもとに算定されていること、及びかかる算定方法に不合理な点は認められないことからすれば、本新株予約権買付価格は妥当であると考えられる。

なお、本新株予約権買付価格について、対象者は第三者算定機関から算定書を取得していないが、本新株予約権買付価格が上記の方法により本公開買付価格をもとに決定されていることから、算定書を取得しないことも不合理とはいえない。

. 本取引の手續の公正性の検討

以下の点より、本取引においては、一般株主の利益を図る観点から公正な手續が実施されており、公正な手續を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされているものと考えられる。

- (ア) 対象者において独立した本特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められること。
- (イ) 対象者は、対象者及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から、財務的見地からの助言を受けるとともに、本株式価値算定書を取得していること。
- (ウ) 対象者は、対象者及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同事務所から必要な法的助言を受けていること。
- (エ) 対象者は、公開買付者らから独立した立場で本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築しており、本特別委員会は、対象者における本取引の検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて確認していること。
- (オ) 対象者の取締役のうち、代表取締役社長である秋山氏は、本取引に関して構造的な利益相反状態にあるため、これまでの本取引に関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、2026年2月13日に開催予定の本公開買付けに対する意見表明を審議する対象者取締役会についてもその審議及び決議に秋山氏を関与させない予定であること。また、秋山氏は、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないこと。

(カ) 公開買付者は、本スクイズアウト手続の方法及び対価として交付される金銭について強圧性の問題が生じないように配慮していると認められること。また、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しており、このように公開買付期間を比較的長期に設定することは、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することや、公開買付者以外の者に対抗的買収提案を行う機会を確保することに資すると認められること。

(キ) 本取引においては、買付予定数の下限が6,042,900株（所有割合：57.69%）に設定される予定であり、公開買付者の利害関係者以外の株主が所有する対象者株式の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、対象者の一般株主の意思を重視した設定となっており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の条件を満たしていること。

(ク) 本取引においては、充実した情報開示が予定されており、一般株主に十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められること。

(ケ) 総括

以上より、本取引においては、取引条件の公正性を担保するための手続として十分な公正性担保措置が実施されていることからすれば、対象者の一般株主の利益を図る観点から、公正な手続が実施されていると考えられる。

・ 総括

上記 . のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資すると考えられること、上記 . のとおり、本取引の買収方法及び買収対価の種類には不合理な点はなく、上記 . のとおり本公開買付価格、本新株予約権買付価格及び本スクイズアウト手続の対価は妥当であると認められ、かつ上記 . のとおり、本取引においては一般株主の利益を確保するための公正な手続が実施されていると認められる。そのため、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することが妥当であると考えられる。

また、対象者取締役会が、上記意見の表明の決定及び本スクイズアウト手続を実施することの決定を含めた本取引の実施の決定をすることは、対象者の一般株主にとって公正であると考えられる。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

() 第三者評価機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券に対して、対象者株式の価値の算定を依頼し、2026年2月12日付で本株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、SMB C日興証券は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会において、SMB C日興証券の独立性に問題がないことが確認されているとのことです。なお、SMB C日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。本特別委員会は、同種の取引における一般的な実務慣行も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりSMB C日興証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しているとのことです。

また、対象者は、本取引に際して公開買付者及び対象者において実施されている他の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置（具体的な内容については、本「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。）を踏まえると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

() 対象者株式に係る算定の概要

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法及び将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者はSMB C日興証券から2026年2月12日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者はSMB C日興証券から、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

SMB C日興証券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法：1,881円～2,273円

DCF法：3,706円～5,243円

市場株価法では、算定基準日を2026年2月12日として、東京証券取引所グロース市場における対象者株式の算定基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,881円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,044円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,273円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,881円から2,273円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2025年12月期から2030年12月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2025年12月期第4四半期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を3,706円から5,243円までと算定しているとのことです。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、9.34%から11.42%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法を採用し、永久成長法は、外部環境等を総合的に勘案した上で永久成長率を0.00%から1.00%とし、継続価値を26,528百万円から40,100百万円と算出しているとのことです。マルチプル法は、対象者のEBITDAに対する企業価値の倍率の水準を踏まえて4.10倍～5.66倍とし、継続価値を24,743百万円から37,756百万円と算定しているとのことです。なお、株式価値算定において現預金の全額を非事業用資産として加算しているとのことです。本事業計画は、過去の実績や足元の収益状況、対象者を取り巻く事業環境等を踏まえ、各項目において合理的な前提を設定の上、本取引の検討を目的に対象者が作成したものであり、公開買付者ら及び秋山氏はその作成過程に一切関与していないとのことです。また、本中期経営計画と本事業計画の数値との間に乖離が生じていますが、足元の収益環境、事業展開の状況やその見込み及び対象者の業績等を踏まえ、対象者がより現状に即した客観的かつ合理的と考える財務予測に基づいて本事業計画を策定しているとのことです。

なお、DCF法において前提とした対象者の将来の財務予測においては、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、国内CHARGESPOT事業が堅調に推移することや、海外新規拠点の設置台数拡大及び利用率向上を見込むことから、営業利益においては2027年12月期から2030年12月期にかけて每期大幅な増加を、EBITDAにおいては2028年12月期及び2030年12月期において每期大幅な増加を、フリー・キャッシュ・フローにおいては2028年12月期から2030年12月期にかけて每期大幅な増加を見込んでいるとのことです。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

(単位：百万円)

	2025年 12月期 (注)	2026年 12月期	2027年 12月期	2028年 12月期	2029年 12月期	2030年 12月期
売上高	4,353	17,082	20,444	23,878	27,848	33,402
営業利益	928	1,193	1,609	2,791	3,765	6,523
E B I T D A	1,516	3,708	4,554	6,052	7,430	10,654
フリー・キャッシュ・フロー	1,191	1,589	1,758	2,685	3,490	5,472

(注) 2025年12月期に係る数値は、いずれも同事業年度第4四半期会計期間以降の2025年10月1日から2025年12月31日までの期間に係るものととのことです。

() 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権買付価格に関しては、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額と決定されていることから、対象者は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書及び意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権はいずれも、新株予約権発行要項において譲渡による取得については対象者の取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2026年2月13日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、本公開買付けの成立を条件として、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権(但し、時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエルの信託財産に属している第14回新株予約権を除きます。)に限り、包括的に承認することを決議しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、対象者及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、森・濱田松本法律事務所は、対象者及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会において、森・濱田松本法律事務所の独立性に問題がないことが確認されているとのことです。森・濱田松本法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、公開買付者らから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築したとのことです。

具体的には、対象者は、秋山氏から2025年12月15日付で対象者取締役会に対して対象者に対して本取引の検討プロセスに入ることについて打診する書面の提出を受けた後速やかに、公開買付者らからの独立性の認められる者で構成される検討体制を構築し、本特別委員会とともに、対象者とペインキャピタルとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程及び本事業計画の作成過程に関与し検討してきた（かかる検討を担当した対象者の役職員は、本書提出日時点において対象者の取締役2名（橋本祐樹氏及び高橋朋伯氏）、及び従業員16名の総勢18名）とのことです。また、潜在的な利益相反のおそれを排除する観点から、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉及び対象者内部における検討過程において、対象者代表取締役社長かつ応募予定株主である秋山氏を関与させないこととしており、本書提出日に至るまでかかる取り扱いを継続しているとのことです。

以上の取扱いを含めて、対象者における本取引の検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会における確認を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言及びSMB C日興証券から取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより一般株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行ったとのことです。

その結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 判断内容」に記載のとおり、対象者取締役会は、本取引について、()本公開買付けを含む本取引により、短期的な業績変動に過度に捉われることなく、中長期的な視点に立った上で機動的かつ抜本的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、ペインキャピタルの協力の下、抜本的な業態転換を含む事業改革を推進することで対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、()本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年2月13日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計6名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長兼執行役員Group CEOである秋山氏は、本公開買付けが成立した場合には、本再出資を行うことを予定していること及び本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、() 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、売渡株主及び売渡新株予約権者に対し、株式等売渡請求をすること又は本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、() 株式等売渡請求又は本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

また、対象者は、公開買付者との間で、本公開買付契約を締結する予定であり、本公開買付契約においては、対象者が対抗的買収提案者と接触等を行うことを一定程度制限する規定が定められているものの、対象者の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けとの関係で一定の例外も定められており、公開買付者以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを過度に制限するような合意は行っておらず、対抗的な買付等の機会を妨げないように配慮しているとのことです。加えて、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しております。

マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を6,042,900株（所有割合：57.69%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。本公開買付けが成立するためには、本応募株式（230,000株、所有割合：2.20%）及び本貸株返還株式（613,900株、所有割合：5.86%）の他に、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式から5,199,000株以上の応募が必要であり、これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」の水準（4,018,297株。対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（9,820,645株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（152株）、本応募株式（230,000株）、本貸株返還株式（613,900株）及び本不応募株式（940,000株）を控除した数の過半数となる株式数。を上回っており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」条件を満たしております。

これにより、対象者の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様が過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(3)【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	9,534,388(株)	6,042,900(株)	(株)
合計	9,534,388(株)	6,042,900(株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,042,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,042,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である9,534,388株を記載しております。これは、本基準株式数(10,474,388株)から本不応募株式数(940,000株)を控除した株式数(9,534,388株)です。
- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	95,343
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	6,538
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月16日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月16日現在)(個)(g)	17,839
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年6月30日現在)(個)(j)	97,812
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	91.03
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(9,534,388株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月16日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者が所有する株券等(ただし、本不応募株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月16日現在)(個)(g)」のうち本不応募株式に係る議決権数のみを分子に加算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年8月13日に提出した第11期半期報告書に記載された総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式及び本不応募株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(10,474,388株)に係る議決権数(104,743個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずること

ができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされており（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされています（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年2月9日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されています。

したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2026年3月11日の経過をもって満了する予定です。公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2026年2月2日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されています。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

本公開買付けに応募しようとする方（株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受付は行いません。

本公開買付けに係る株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります（注1）。

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権譲渡承認請求書兼譲渡承認通知書」、「新株予約権名義書換指示書」、及び本新株予約権者であることの確認書類として、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項証明書」をご提出ください。「新株予約権譲渡承認請求書兼譲渡承認通知書」、「新株予約権名義書換指示書」及び「新株予約権原簿記載事項証明書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。なお、復代理人である楽天証券株式会社では、本新株予約権の応募の受付は行いません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類（注2）が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、復代理人である楽天証券株式会社では、外国人株主からの応募の受付は行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注3）。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

- (注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続について
対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(注2) マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類の提出について
公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要になります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問い合わせください。

個人株主の場合 次の表の から のいずれかのマイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、マイナンバー(個人番号)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー(個人番号)を変更する場合にはマイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類が必要になります。

個人番号確認書類		通知カード	マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の1つになります。)
+		+	+
本人確認書類	マイナンバーカード (個人番号カード) (両面) 顔写真付き	<p>a. 以下のいずれかの書類1つ (顔写真付き確認書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等 <p>又は</p> <p>b. 以下のいずれかの書類2つ (a.の提出が困難な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・各種健康保険の「資格確認書」 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等 	<p>a. 以下のいずれかの書類1つ (顔写真付き確認書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等 <p>又は</p> <p>b. 以下のいずれかの書類1つ (a.の提出が困難な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険の「資格確認書」 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)(両面)をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバー(個人番号)確認書類としてご利用になれます。
- ・氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。
- ・2020年2月4日以降に発給申請された旅券(パスポート)には、住所の記入欄がないため、本人確認書類としてご利用になれません。

法人株主の場合 「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの))が必要になります。なお、登記されている法人株主の場合は、公開買付代理人にて登記情報提供サービスを使用し、法人株主の登記情報を取得いたしますので、上記本人確認書類のご提出は不要です。登記されていない法人株主の場合は、所在地・名称・代表者名が記載されている本人確認書類、事業内容が記載されている書類が

必要になります。また、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認書類が必要となります。公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になる場合があります。

- 外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（ 1 ）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（ 2 ）が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（ 3 ）が必要となります。
- （ 1 ） 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として住所の記入欄がある旅券（パスポート）の提出をお願いいたします。
 - （ 2 ） 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類（居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。
 - （ 3 ） 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

（注3） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

応募株主等は、復代理人である楽天証券株式会社のウェブサイト（<https://www.rakuten-sec.co.jp/>）にログイン後、「国内株式」「株式公開買付（TOB）」画面から公開買付期間の末日の15時30分までに、応募してください。

対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座（以下「応募株主等口座（復代理人）」といいます。）に、応募する予定の対象者株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、復代理人に開設した応募株主等口座（復代理人）へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、復代理人の応募株主等口座（復代理人）に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

復代理人に証券総合取引口座を開設していない応募株主等は、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類等（注4）が必要となります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注5）。

応募株券等の全部の買付け等が行われなかったこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注4） ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類について
復代理人である楽天証券株式会社において新規に個人株主が証券総合取引口座を開設して応募される場合には、マイナンバー（個人番号）を確認する書類及び本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要となります。また、法人株主の証券総合取引口座の開設には履歴事項全部証明書（法人番号）と取引責任者の本人確認書類が必要となります。なお、復代理人において既に証券総合取引口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）を確認する書類又は法人番号及び本人確認書類が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは復代理人のホームページ（<https://www.rakuten-sec.co.jp/>）にてご確認ください。

なお、公開買付期間中に新規に証券総合取引口座を開設される場合は、復代理人にお早目にご相談ください。

（注5） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時まで、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

（楽天証券株式会社から応募される場合）

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、復代理人のウェブサイト（<https://www.rakuten-sec.co.jp/>）にログイン後、「国内株式」「株式公開買付（TOB）」画面から公開買付期間の末日の15時30分までに、解除手続を行ってください。

解除の申出を受領する権限を有する者

楽天証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
楽天証券株式会社(復代理人) 東京都港区南青山二丁目6番21号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	43,476,809,280
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	135,000,000
その他(c)	11,110,000
合計(a)+(b)+(c)	43,622,919,280

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(9,534,388株)に、本公開買付価格(4,560円)を乗じた金額を記載しております。なお、第14回新株予約権のうち、コタエルが保有している38,917個については、第14回新株予約権に係る発行要項上、第14回新株予約権の譲渡については対象者の取締役会の承認が必要とされている上、コタエル及び対象者の間の第14回新株予約権に係る割当契約上も、コタエルによる譲渡はできないこととされているところ、本公開買付契約において、対象者はコタエルによる譲渡について承認又は同意しないことが定められているため、コタエルが保有している38,917個が本公開買付けに応募されることは想定されないため、当該38,917個に第14回新株予約権に係る本新株予約権買付価格(15,800円)を乗じた金額については含まれておりません。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1)タームローンA 借入期間:7年(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 借入期間:7年(期限一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 5,510,000 (2)タームローンB 12,850,000
3	銀行	株式会社SBI新生銀行 (東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注2) (1)タームローンA 借入期間:7年(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 借入期間:7年(期限一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 1,590,000 (2)タームローンB 3,710,000
4	銀行	株式会社あおぞら銀行 (東京都千代田区麹町6-1-1)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注3) (1)タームローンA 借入期間:7年(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 借入期間:7年(期限一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 850,000 (2)タームローンB 1,990,000
計(b)				26,500,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、18,360,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本

取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

- (注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社SBI新生銀行から、5,300,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社あおぞら銀行から、2,840,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
公開買付者親会社による公開買付者が処分する自己株式の引受けによる出資	17,200,000
計(d)	17,200,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2026年2月13日付で、公開買付者親会社より、公開買付者に対して17,200,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付者親会社は、BCPE Impulseより、公開買付者親会社に対して17,200,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年2月13日付で取得しています。BCPE Impulseは、BCPE Impulse Holdings Cayman, L.P.より、BCPE Impulseに対して17,200,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年2月13日付で取得しています。BCPE Impulse Holdings Cayman, L.P.は、Bain Capital Japan Middle Market Fund, L.P.(以下「BC JMMファンド」といいます。)より、BCPE Impulse Holdings Cayman, L.P.に対して17,200,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年2月13日付で取得しています。
- (注2) 公開買付者は、公開買付者親会社から以下の説明を受けることにより、公開買付者親会社の出資の確実性を確認しております。BC JMMファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。BC JMMファンドに対する出資コミットメントは、主として政府系投資機関、財団、ファンド・オブ・ファンズ、公的年金基金及び国際的な金融機関の機関投資家であるBC JMMファンドのリミテッド・パートナー(以下「BC JMMファンドLP」といいます。)によって行われております。BC JMMファンドLPは、それぞれBC JMMファンドに対し一定額(以下「コミットメント金額」といいます。)の金銭出資を行うことを約束しております。BC JMMファンドの投資期間内に、BC JMMファンドのジェネラル・パートナーであるBain Capital JMM General Partner, LLC(以下「BC JMMファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各BC JMMファンドLPは、出資を行うことが適用法令又は投資方針に違反する場合等の限定された場合を除き、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、BC JMMファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられております。また、一部のBC JMMファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のBC JMMファンドLPはその出資義務を免れるものではなく、BC JMMファンドGPは、BC JMMファンドが上記BCPE Impulse Holdings Cayman, L.P.への出資の金額に相当する資金を拠出することができるよう、一定の範囲において、他のBC JMMファンドLPがそれぞれのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

43,700,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

- (3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】
該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】
該当事項はありません。

10【決済の方法】

- (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
- | | |
|----------------|-------------------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 |
| 楽天証券株式会社(復代理人) | 東京都港区南青山二丁目6番21号 |

- (2)【決済の開始日】
2026年4月7日(火曜日)

(3)【決済の方法】

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いいたします。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座(復代理人)へお支払いいたします。

(4)【株券等の返還方法】

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還します。対象者株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1)応募の方法」の(みずほ証券株式会社から応募される場合)に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、復代理人は、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（769百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さず、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、（ ）対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び（ ）対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(注) 株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が本書記載のこれらの数と一致していると仮定すると、1株当たりの配当額は73円に相当します（具体的には、対象者が2026年2月13日付で公表した対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在における対象者の純資産額7,696百万円の10%に相当する額である769百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、本基準株式数（10,474,388株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
2026年1月	商号を株式会社BCJ-102、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階、資本金を5,000円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務
2. 前号に付帯関連する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年2月16日現在

資本金の額	発行済株式の総数
5,000円	10,000株

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、公開買付者親会社から17,200千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額は最大で8,600千円増加する予定です。

【大株主】

2026年2月16日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社BCJ-101	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階	1	100.00
計		1	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年2月16日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)	
代表取締役		杉本 勇次	1969年7月11日	1992年4月	三菱商事株式会社入社	
				2000年12月	リップルウッド・ホールディングス入社	
				2006年6月	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC パートナー(現任)	
				2012年6月	株式会社すかいらく 取締役	
				2012年7月	ジュビターショップチャンネル株式会社 取締役	
				2014年3月	株式会社ベルシステム24ホールディングス 取締役、指名委員、監査委員、報酬委員	
				2014年7月	株式会社マクロミル 取締役、監査委員	
				2015年5月	株式会社雪国まいたけ 取締役	
				2015年6月	株式会社ニチイ学館 社外取締役	
				2015年7月	日本風力開発株式会社 取締役	
				2016年2月	大江戸温泉物語株式会社 取締役	
				2018年3月	株式会社アサソーディ・ケイ 取締役・監査等委員	
				2018年8月	東芝メモリ株式会社 取締役	
				2018年9月	大江戸温泉物語ホテルズ&リゾート株式会社 取締役	
				2019年1月	株式会社ADKホールディングス 取締役・監査等委員	
				2019年3月	東芝メモリホールディングス株式会社(現キオクシアホールディングス株式会社) 取締役(現任)	
				2019年8月	株式会社Works Human Intelligence 取締役(現任)	
				2019年9月	テーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社) 取締役	
				2020年4月	昭和飛行機工業株式会社 取締役	
				2020年8月	株式会社ニチイ学館 取締役	
				2020年10月	昭和飛行機都市開発株式会社 取締役	
				2021年3月	株式会社WHI Holdings 取締役(現任)・監査等委員	
				2021年4月	株式会社ニチイホールディングス 取締役	
				2022年11月	株式会社マッシュホールディングス 取締役(現任)	
				2023年1月	株式会社プロテリアル 取締役(現任)	
				2023年3月	株式会社ストリートホールディングス 代表取締役	
2023年4月	株式会社エビデント 取締役(現任)					
2023年7月	株式会社WHI Holdings 監査等委員(現任)					
2024年6月	株式会社アウトソーシング 取締役(現任)					
2024年7月	株式会社スノーピーク 取締役(現任)					
2026年1月	公開買付者 代表取締役(現任)					
計						

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2026年1月28日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年2月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17,839(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	17,839		
所有株券等の合計数	17,839		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2026年2月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17,839(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	17,839		
所有株券等の合計数	17,839		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2026年2月16日現在)

氏名又は名称	秋山 広宣
住所又は所在地	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社INFORICH 代表取締役社長兼執行役員Group CEO
連絡先	連絡者 株式会社INFORICH 執行役員Group Corporate Planning & IR担当 青木 拓也 連絡場所 東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号 電話番号 03-4500-9219
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 秋山氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、秋山氏資産管理会社を通じて本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があるかと判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

秋山 広宣

(2026年2月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17,839(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	17,839		
所有株券等の合計数	17,839		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏との間で、本応募・不応募契約を締結し、()その所有する対象者株式のうち230,000株(所有割合:2.20%)について本公開買付けに応募する旨、()613,900株(所有割合:5.86%)については、本貸株取引が解消された場合に本公開買付けに応募する旨、()940,000株(所有割合:8.97%)については本公開買付けに応募しない旨(ただし、本スクイーズアウト手続により処理される予定)、()本臨時株主総会の基準日において所有する対象者株式について、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する旨等について合意しております。

本応募・不応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

対象者との間の本公開買付契約

公開買付者は、2026年2月13日付で、対象者との間で、本公開買付契約を締結しております。本公開買付契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、2026年2月13日付で、対象者の代表取締役社長である秋山氏（所有株式数：1,783,900株、所有割合：17.03%）との間で、本応募・不応募契約を締結しております。本応募・不応募契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募・不応募契約」をご参照ください。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 グロース市場							
	月別	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高株価		2,865	2,618	2,714	2,613	2,340	1,990	2,112
最低株価		2,270	2,348	2,337	2,050	1,955	1,766	1,783

(注) 2026年2月については、同年2月13日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数の割合 (%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 2024年3月29日 関東財務局長に提出
 事業年度 第10期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月31日 関東財務局長に提出
 事業年度 第11期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月16日 関東財務局長に提出予定

【半期報告書】

事業年度 第11期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月13日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社INFORICH
 (東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「2025年12月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2026年2月13日に、東京証券取引所において対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

決算年月	2025年12月期
売上高	14,431,778千円
売上原価	2,977,395千円
販売費及び一般管理費	11,454,382千円
営業外収益	111,122千円
営業外費用	176,197千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,779,842千円

1株当たりの状況(連結)

決算年月	2025年12月期
1株当たり当期純利益	182.98円
1株当たり配当額	円
1株当たり純資産額	777.74円

(2)「株主優待制度の廃止並びに業績連動型株式報酬制度及び事後交付型譲渡制限付株式報酬制度の取扱いに関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2026年12月期より株主優待制度を廃止すること、並びに業績連動型株式報酬制度及び事後交付型譲渡制限付株式報酬制度の取扱いについて公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。